

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 5月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	作業用電源箱(PP-2R41-4-1)において、一次側回路ケーブルに絶縁不良が認められたため、当該ケーブルを調査し対応検討。	GⅢ	
2	2号機	照明用分電盤(ELP-2RB11)漏電しゃ断器(CKT-11)において、二次側回路に絶縁不良が認められたため、当該漏電しゃ断器を「切」状態にするとともに、対応検討。	GⅢ	
3	2号機	原子炉建屋凍結・凝結防止分電盤漏電しゃ断器(CKT-8, 11)において、動作不良(投入不可)が認められたため、当該漏電しゃ断器を交換。	GⅢ	
4	3号機	エリア放射線モニタ点検において、放射線・化学管理GIに「エリアモニタの点検等に係わる連絡票」を提出しないまま点検作業着手が認められたため、再発防止対策を検討。	GⅡ	
5	その他	発電所に配備したガスタービン発電機車(2台)において、製造者より法令に該当する放射線同位元素(クリプトン85)を内蔵した装置が存在しているとの報告を受けたため、当該装置まわりの放射線量を測定(放射線同位元素に起因する周辺環境への影響がないことを確認)し、ガスタービン発電機車の施錠管理による紛失防止と注意喚起を実施するとともに、対応検討。	GⅢ	H25.5.20再審議にてグレード変更 GⅡ→GⅢ